

## 水産業経営支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 1 日

経 済 部 長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格や物価高騰の影響を受ける地域漁業者の支援を目的に、漁業経営の安定化を図るため補助金を交付するものとし、その交付に関しては糸満市補助金等交付規則（昭和 5 4 年 1 2 月 2 7 日規則第 2 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業実施主体)

第 2 条 事業実施主体は、糸満漁業協同組合（以下「事業者」という。）とする

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、同一世帯に 2 人以上の漁業者がいる場合は、補助対象者は 1 人とする。

- (1) 令和 7 年 9 月 1 日時点で市内に住所を有する者。
- (2) 沖縄県内のいずれかの漁業協同組合に所属する組合員。
- (3) 引き続き漁業活動を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体のための事業を行っている者
- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 糸満市暴力団排除条例（平成 2 3 年 1 0 月 3 日条例第 1 8 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (4) 代表者、役員、従業員その他の構成員が、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

### (補助金)

第 4 条 前条の規定に該当する漁業者に対し、予算の範囲内で 4 0 , 0 0 0 円を補助する。

### (補助金の加算)

第 5 条 前 2 条の規定に該当する漁業者の令和 6 年 1 月から 1 2 月における漁業者の水揚げ（以下「水揚げ」という。）の合計額に応じ、予算の範囲内で補助金の加算を行う。

2 補助金の加算額は、40,000円を上限とし、次により算出した加算率に4,000円を乗じた額とする。

(1) 補助金の加算率は、前条の補助金を水揚高で除した値に100を乗じ、10から差し引き、小数第1位を四捨五入した値とする。

(2) 補助金の加算額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 事業者は、水産業経営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に申請者一覧表（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、14日以内に水産業経営支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付しなければならない。

2 補助金は予算の範囲以内において交付決定する。

(事業者への申請)

第8条 補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、事業者に水産業経営支援事業補助金申請書（様式第4号）を提出するものとする。

(1) 住所が確認できる書類の写し

(2) 漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し

(3) 漁業協同組合が発行する水揚高が確認できる書類

2 申請者が水揚高の確認ができる書類を提出できない場合は、糸満市が港勢調査で使用する水揚高を適用することができるものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、令和7年12月15日までに、水産業経営支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 水産業経営支援事業補助金申請書（様式第4号）の写し

(2) 対象者別所要額調書（別表）

(3) 住所が確認できる書類の写し

(4) 漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し

(5) 水揚高が確認できる書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、水産業経営支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金の支払は、次に掲げるとおりとする。

（1） 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（2） 補助金の請求は、水産業経営支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、前項の支払を受けた後速やかに、対象者へ当該対象者に係る補助金を支払うものとし、対象者へ支払ったことが確認できる書類を市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の取消）

第12条 市長は、事業者が補助事業に関して補助金の交付決定内容又は、これに付した条件等に違反したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。